

首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～坂東IC間舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 1-1-3	本工事は施工箇所が埼玉県と茨城県にまたがっていますが、「さいたま工事事務所」が管理することになるので埼玉県の工事と考えてよろしいでしょうか。 もしくは施工量の大きい茨城県の工事と考えるべきでしょうか、ご教示願います。	土木工事積算基準第3編3-4、第4編2-3、第5編5-1(4)に基づきお考えください。
2	特記仕様書 6-2-5	「自工区外盛土上の後片付け等の確認を受ける」とありますが、盛土の整形等の他、仮設材の撤去等を想定されているのでしょうか。具体的な内容をご教示願います。	後片付け等の確認については、仮設材の撤去等ではなく盛土に使用した資機材の後片付け等を想定しております。
3	特記仕様書 16-1	「交通規制標識類については、監督員と別途協議する」とありますが、この協議とは数量及び貸与期間のことでしょうか。 もしくは、貸与せず受注業者がすべて手配することを前提に協議するという意味でしょうか、ご教示願います。	別途協議事項は、数量及び貸与期間とお考えください。
4	特記仕様書 22	「現場環境改善の費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない」とありますが、諸経費として現場環境改善費を計上するという意味でしょうか。 もしくは、「実施する内容(率計上分)」とあるので諸経費にも含まず、受注業者が現地照査を行ってから現場環境改善費を新単価として計上するのでしょうか、ご教示願います。	現場環境改善費の費用については、諸経費として計上するものとお考えください。
5	特記仕様書 27-2	監督員詰所は工事用地内に設置し、用地代は発生しないと考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。